

## さえき社労士事務所だより

ご連絡先：熊本市新屋敷 3 丁目 12-16 法務ビル 3 階  
電話/096 - 363-2017 FAX/096-202-2380  
e-mail: [saeki.sr@san.bbq.jp](mailto:saeki.sr@san.bbq.jp) \*労務相談メール受付中

### 「中小企業金融円滑化法」 施行で資金繰りへの 影響は？

昨年 12 月に施行された「中小企業金融円滑化法」(2011 年 3 月までの時限措置法)に基づく、中小企業向け融資や住宅ローンの返済条件の緩和実績が初めて発表されました。

これによると、昨年 12 月末時点での申込件数は中小企業で 1 万 5,429 件 (3,103 億円)、住宅ローンで 1,878 件 (316 億円)、このうち返済繰延や月々の返済額減額など条件変更に応じたのは中小企業で 3,103 件 (2,677 億円)、住宅ローンで 110 件 (17 億円) で件数・金額とも法施行前と比べ大幅に増えています。

#### ◆「中小企業金融円滑化法」とは？

融資や住宅ローンの返済に苦しむ事業主や個人を支援するため、昨年 12 月に施行された法律であり、金融機関に対し、借り手からの要請があれば

返済条件を見直すように努力する義務を課すものです。

金融機関には一定期間ごとに条件変更に応じた件数・金額などの実施状況を開示する義務があります。

今回、申込件数が大きく膨らんだのは、住宅ローンに関するもので、銀行側が店頭告知などアピールした影響も加わり、法施行前と比べ申込みが 4～5 倍に増加した大手銀行もあるそうです。

#### ◆中心は借入期間の延長

昨年は、給与や賞与が減って借金返済に悩む個人が増えたとみられ、借入期間を延ばして毎月の返済額を減らすといった対応が中心になっています。また、中小企業向け融資については、元本部分の返済を一定期間猶予するといったケースが多いということですが、件数自体は法施行前と比べて微増程度となっています。これは、「条件変更を申し込むと追加の融資を断られるのではないかと」いった懸念が強く、法施行から

しばらくは様子を見ていることが影響しているようです。

### 所得の地域間格差は どのぐらいある？

#### ◆地域間格差は高水準のまま推移

内閣府は、都道府県ごとの所得を示す 2007 年度の「県民経済計算」を発表。各都道府県の 1 人当たりの所得は平均 305 万 9,000 円 (前年度比 0.7%増) となっています。

1 人当たりの所得の実額を都道府県別で比較すると、上位 1 位～5 位は、東京都 (454 万円)、愛知県 (359 万円)、静岡県 (338 万円)、神奈川県 (328 万円)、三重県 (323 万円) となっており、上位 5 都県の平均県民所得は約 360 万 5,000 円となっています。

下位 1 位～5 位は、沖縄県 (205 万円)、高知県 (211 万円)、宮崎県 (215 万円)、長崎県 (219 万円)、鹿児島県 (235 万円) でした。